

件名	愛媛県職員退職手当条例等の一部を改正する条例
主管課	人事課職員厚生室
根拠法令等	国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成29年法律第79号）
<p><b>【改正の概要】</b>          国家公務員について退職手当の減額措置が講じられることから、県職員の退職手当についてもこれに準じて措置をするための改正を行う。</p> <p>1 改正条例</p> <p>(1) 愛媛県職員退職手当条例（昭和29年愛媛県条例第3号）          (2) 愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和48年愛媛県条例第26号）          (3) 愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成18年愛媛県条例第7号）          ※それぞれの条例の適用対象となる退職者の退職手当の調整率について、2のとおり引き下げる。</p> <p>2 退職手当の支給水準の引下げ          官民均衡を図るために設けられた「調整率」を87/100から83.7/100へ引き下げる。</p> <p>※退職手当額＝基本額（退職時給料月額×退職理由別・勤続年数別支給率）×<u>調整率</u>＋調整額</p> <p>3 対象職員          退職理由・勤続年数にかかわらず、全ての退職者に適用する。</p>	
施行日	平成30年1月1日（同日において、国家公務員の退職手当改定に係る法律が施行されていない場合にあつては、当該法律施行の日）
<p><b>【その他参考事項】</b></p> <p>1 国家公務員退職手当法の改正の概要          退職給付（退職金＋年金（事業主分））の官民較差（平均78.1万円）を解消するため、退職手当の調整率を引き下げる。</p> <p>2 退職手当の減額措置による本県財政への影響額（見込み）          約5億8千万円の減</p>	